

令和5年度

国内向け釜石市観光パンフレット製作業務

委託仕様書

釜石市産業振興部商工観光課観光物産係

1 委託業務名

国内向け釜石市観光パンフレット製作業務

2 製作物

国内向けに釜石の観光を広く紹介するパンフレットの製作

3 主な用途

- (1) イベント、物産展、会議、観光案内所等の場における不特定多数の消費者への配布
- (2) 国内の旅行会社エージェントへの商談会での配布
- (3) パンフレットコーナー、案内所等への設置
- (4) 公共団体、民間事業者等への提供
- (5) 市ホームページへの掲載
- (6) タブレット端末、スマートフォンでの閲覧

4 規格

- (1) 体裁
B5サイズ・中綴じ・20～24ページ
- (2) 色数
オールカラー
- (3) 言語
日本語

5 納品

- (1) パンフレット
国内向け 10,000部
- (2) WEB掲載用PDFデータ
2枚(CD-R又はDVD-R)
*ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- (3) モバイル端末閲覧用デジタルブック
 - ① 形式 フィックス型(ページめくりができること)
 - ② 対応端末 パソコン、タブレット端末、スマートフォン
- (4) 納期及び納品場所
 - ① 納期 令和6年1月31日(水)
 - ② 納品場所 〒026-0031

岩手県釜石市鈴子町22番1号 シープラザ釜石2F

6 委託内容

企画立案、取材、編集、デザイン、印刷等のパンフレット製作に係る一切の業務を委託する。なお、パンフレットは、以下のコンセプトに沿って製作することとし、原稿やデザイン等の内容は、受託者と委託者で十分に意見交換、調整を図った上で決定する。

(1) デザイン

釜石らしさが伝わる万人に受け入れられるデザインとすること。

(2) ターゲット

すべての世代がターゲットであるが、釜石を知らない来訪経験のない方を基本とすること。

(3) 要旨

パンフレットの役割は、消費者に「釜石へ行きたい」と思ってもらえるよう釜石観光の魅力を紹介することであることから、釜石の観光情報を細かく紹介するものではなく、訴求力のある新たな魅力を中心にイメージの醸成を重視すること。

(4) 掲載内容

以下の掲載内容を参考に上記のデザイン、ターゲット、要旨に沿った内容で構成すること。

- ① 観光スポット
- ② モデルコース
- ③ アクティビティ(体験メニュー)
- ④ 宿泊
- ⑤ 文化(アート)・スポーツ
- ⑥ イベント
- ⑦ 食
- ⑧ お土産品
- ⑨ アクセス(県外からのアクセス、釜石から県内主要都市へのアクセス)
- ⑩ 交通機関(釜石市内に営業所を置く全てのタクシー・レンタカー企業の問い合わせ先)
- ⑪ 市内マップ
- ⑫ 関連するホームページの紹介
- ⑬ その他

(5) モバイル端末閲覧用デジタルブックの構成

- ① パンフレットの内容をベースとし、利用者にとって旅行前及び現地到着後の情報収集に役立つよう、閲覧しやすいものとする。

- ② Webブラウザ上で利用可能な高機能電子書籍オーサリングツールの機能を活用し、めくり、拡大縮小、テキスト検索機能等の設定及び保守をすること。
- ③ アプリケーションソフト(ActiBook)の登録及び保守をすること。
- ④ アクセス解析(Googleアナリティクス)の登録及び保守をすること。
- ⑤ パンフレットに掲載されている施設・団体等の外部サイトとのリンクを設定すること。
- ⑥ サーバ管理及び保守管理については、受託者の管理の元に行うこと。

7 実施計画書及び実施報告書

- (1) 受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、市と協議を行った上で業務を実施するものとする。
また、実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成するものとする。

8 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により作成される成果物、デザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権、知的財産権、その他の一切の権利は市に帰属する。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も第三者に漏らさないこと。

9 留意事項

- (1) パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、必要に応じて釜石市が所有するものを提供するが、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権、所有権、知的財産権、その他の一切の権利に関して法令に遵守した処理を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理すること。
- (3) 本業務において、交通費等経費が必要な場合は、受託者において、全ての手続きを行い、その経費を負担すること。
- (4) 本業務の遂行に際しては、庁内の検討協議の結果に基づき、事業内容・実施手法等の内容について、修正又は調整等を行う場合があるものとする。